

大きな変化を乗り越える 米国の現在予想信用損失(CECL)に関する調査

前書き	1
概要	2
はじめに	4
本調査について	5
CECLに関する包括的なログラム	6
主な導入作業	8
健全なガバナンスの構築	9
既存プロセスの活用	10
財務的影響の評価	11
業務上の課題への対応	12
CECLに係る開示の要求事項	13
予想損失モデルの開発	14
データ要件およびテクノロジー・システムへの対応	17
今後の展望	19
用語集	20
脚注	21

前書き

デロイト¹が実施した初回の米国の現在予想信用損失(CECL)に関する調査の結果を謹んでご報告します。この調査は、最近公表された米国財務会計基準審議会(FASB)の現在予想信用損失(CECL)の基準に銀行がどのように対応しているかを対象としています。CECLは会計基準アップデート(Accounting Standard Update, 以下「ASU」という。)2016-13²で公表の後、Accounting Standards Codification(以下「ASC」という。)326³に編纂されています。

この調査は、CECLの導入およびその潜在的な課題に対する銀行の取り組みを理解する目的で実施しました。また、国際会計基準審議会(IASB)が2014年7月に公表した国際財務報告基準(International Financial Reporting Standards, 以下「IFRS」という。)第9号⁴の減損モデルと併せて、これをどのように導入しているのかも調査しています。

CECLの導入は、銀行の業務をはじめ、クレジットモデル、情報技術(IT)システムに至るまで広範な影響を及ぼす一大事業となります。また、CECLは引当金の設定や、信用損失の認識、規制上の自己資本比率にも重大な影響を及ぼすことが予想されます。

本調査報告が銀行業界における現在の考え方に対する洞察となるとともに、銀行、投資家、規制当局、基準設定主体間において、議論を促すこととなることを願っております。

この調査にご参加頂いたすべての銀行および関係者の皆様のご協力に心より感謝申し上げます。本報告が皆様のお役に立てれば幸いです。本報告にまとめた調査結果についてご意見がございましたら、以下のいずれかまたは皆様の窓口にあたるデロイトの担当者にご連絡ください。

CECLの導入は、今後5年間で最も重要な会計プロジェクトの一つとなります。銀行は、可能な限り早急にプロセスを開始する必要があります。さもなければ、極めて重要な期限に間に合わない恐れがあります。本報告の調査結果が、CECLの導入準備にあたり皆さまの一助となることを祈念しております。

敬具

ジョナサン・プレジャン
(Jonathan Prejean)
デロイトアドバイザリーCECLリーダー
マネージングディレクター
デロイト&トウシュLLP
+1 703 885 6266
jprejean@deloitte.com

アーブ・ビスノフ
(Irv Bisnov)
米国銀行監査リーダー
パートナー
デロイト&トウシュLLP
+1 313 394 5235
ibisnov@deloitte.com

概要

2016年6月に公表されたFASBの新たなCECL基準に準拠するためには、会計・財務、IT、リスク管理、事業ユニットなど銀行業務の多くの分野において変更が必要になります。この重大な業務上の影響に加えて、減損の見積り、自己資本比率、損益のボラティリティに対する財務的影響も同様に重要となります。

デロイトの米国の現在予想信用損失 (CECL)に関する調査では、米国の銀行31行のシニアエグゼクティブを対象に調査を実施し、CECLの導入計画の状況ならびに予想される業務上および財務上の影響について確認しました。調査対象行の90%超が、信用リスクモデリングや財務／コントローラー・グループだけでなく、リスク管理、コンプライアンス、IT／システムの各部門、米国証券取引委員会 (SEC)／財務報告グループ、包括的資本分析およびレビュー (CCAR)⁵／ドッド＝フランク法に基づくストレス・テスト (DFAST)⁶報告グループ、事業部門などをこれに関わる関係者として挙げています。

また、調査対象行は、CECLが財務指標に重大な影響を及ぼすことになると回答しています。現時点でCECLを導入した場合、消費者ローン (調査対象行の75%)、住宅ローン (71%)、商業ローン (54%) の減損額が10%超増加する見込みであると回答しています。このため、大半の調査対象行は、普通株式等Tier1比率 (64%)、Tier1比率 (55%)、レバレッジ比率 (55%) など自己資本比率が低下すると見込んでいます。また、80%超の銀行が、CECLにより損益のボラティリティが高まると予想しています。

この広範囲に及ぶ事業上および財務上の影響を考えると、銀行は、信用リスクモデリング、法規制の順守、データシステムやITシステム、財務、報告全体にわたるCECLの導入計画を十分に策定する必要があります。CECLへの準拠にあたり、調査対象行の90%超が、パーゼル規制資本の計算、経済資本の計算、ストレス・テストのために現在使用している規制資本のプロセスを利用することを計画しています。IFRS第9号の適用対象となる銀行のうち86%が両方の基準に一貫性のある手法を導入することを計画しています。ただし状況によっては、新たなクレジットモデルの開発の必要性や、現在利用している既存のモデルの大幅な変更の可能性があると考えられます。

この調査結果から、CECLの重大な影響として以下が挙げられます。

信用リスクモデリング

銀行がCECLの導入作業における最大の課題として最も多く挙げたのは、「統計的CECLモデルの開発」(29%)です。その一方で、調査対象行の3分の2が、CECLに基づくモデルリスク管理の上位の課題として、「モデルのガバナンス／監査証跡の質／内部統制」を挙げています。銀行は、既存の分析インフラを拡張して改正後の信用リスク管理の要求事項に準拠することも考えられますが、CECLの見積りを今後適用となる会計ガイダンスと整合させることが必要となります。この取り組みには、ローン組成、与信管理、財務、分析、リスク管理、コンプライアンス、報告部門間での調整が必要になります。CECLおよびIFRS第9号に基づく予想信用損失 (Expected Credit Loss, 以下「ECL」という。)を見積るために、銀行は現行の引当金に係る定性的および定量的手法に

ついて修正、改善または置換が必要となる可能性が高いと考えられます。モデルや見積技法の改良の程度は、銀行の規模や複雑性によって異なります。

規制上の自己資本への影響

2013年に公表された改正自己資本ルールによって、銀行は、より厳格化された資本要件を段階的に導入する一方で、リスクベースの自己資本比率やレバレッジ比率に関して予想される引当金の増加について検討し、場合によっては資本政策の見直しを行う必要があると考えられます。また、貸出金およびリース債権の貸倒引当金の増加は、CCAR／DFASTのストレス・テストの結果に影響を及ぼす可能性があります。

業務上の影響

新たな減損モデルへの準拠にむけた取組みによって、銀行の現在の事業プロセス、統制環境、業務運営モデルといった下流への影響が生じます。銀行は、あらゆるプロセスへの再構築のために広範なアプローチを採用する必要があります。

CECL導入により生じる可能性のある業務上の負担を軽減すべく、多くの金融機関はCECLモデルのもとで使用を想定している実務上の簡便法や判断領域の識別を行いました。特に注目すべき点は、回答者の過半数が、ポートフォリオの全種類に係る信用損失を見積る際の最長期間として、(加重平均期間や、契約期間以外の期間などの実務上の簡便法ではなく)商品の契約期間を使用する予定と回答していることです。実務上の簡便法は、有価証券、商業ローン、信用毀損購入 (Purchase Credit-Deteriorated, 以下「PCD」という。)資産には、広く利用されておらず、これらに

については、回答者の80%超が対象ポートフォリオの減損の測定のための最長契約期間として、商品の契約期間を使用する予定と回答しています。合理的かつ裏付け可能と判断される場合には、この種の判断や実務上の簡便法がCECL導入に伴う業務上の負担を軽減する一助となる可能性があります。

財務報告および規制上の報告への影響

調査対象行の90%超が、このCECLの新基準の導入にあたり開示の要求事項が課題であると回答しています。複数の複雑な財務報告および規制報告の要求事項を充足し得るプロセスの標準化や報告にかかわるテクノロジーの導入は、困難な作業となり得るため、導入プロセスの初期段階から対応する必要があります。このCECLの新基準は、概ね現行の開示に関する基準を引き継いでいますが、新たな開示も要求しています。おそらく最も重要となるのは、貸倒引当金のロールフォワード(期首から期末までの推移表)の作成が、償却原価で測定される金融資産および売却可能(AFS)負債性証券の双方について必要となることです。また、企業は、CECLに基づき、信用の質(およびピンテージ分析)、貸倒引当金、予想信用損失の見積方法、償却の決定方針、ポートフォリオ・セグメント別の期日経過の状況、信用毀損購入(PCD)資産、回収を担保に依存する資産についても開示が必要となります。

CECL導入に伴うこのような課題はありますが、銀行はこれらの新たな開示要求を、財務報告や

規制報告の能力を高めるきっかけとして活用することができます。

データおよびテクノロジーに関する検討

CECL見積りの策定に必要な良質なデータの利用可能性は、重要な問題となります。多くの銀行が、CECLにおける最も困難な作業として、「信用リスクモデリングに必要なデータの入手」(調査対象行の23%)や、「モデル開発を支援するためのデータ要件の定義」(16%)を挙げています。さらに、3分の2以上の調査対象行が、商業ローン、(クレジットカードを除く)消費者ローン、クレジットカード、およびモーゲージローンに係る予想信用損失の見積りに追加データが必要になると回答しています。これには特に、関係する将来予測情報の入手が該当します。

また、銀行はCECL導入準備のために自行のITシステム能力を評価することが必要となります。80%超の銀行が、自行のITシステムの戦術的アップグレードやシステムの戦略的変更を計画していると回答しています。このように現在のデータソースやITシステムについての評価や必要な改良は、CECL導入を計画するうえで主な考慮点と考えられます。

はじめに

数年前から、FASBとIASBはいずれも、現在の減損モデルの全面的見直しに取り組んできました。現在、銀行は、FASBの公表したCECLの新基準に準拠するために取るべき手段について検討を行っています。

銀行は、現行の貸出金およびリース債権の貸倒引当金 (ALLL) モデルにおいては、発生損失モデルを適用して、損失発生時点で信用損失を認識しています。この発生損失アプローチについて認識された弱点を受けて、FASBはCECLの基準を公表しました。この基準では、予想信用損失の算定にローンの残存期間を使用します。また、銀行は「合理的かつ裏付け可能な予測」を手法に織り込むことが求められ、これは引当金の見積りや対応するALLLのプロセスに影響を及ぼすことになります。ローンの残存期間を用いるアプローチは、損失発生期間に代わるものと広く受け入れられており、より長期間を対象にした見積りが可能となります。

この新たな会計処理は、すべての銀行および該当する資産ポートフォリオ (ローン、リース債権、負債性証券など) に広範な影響を及ぼすことになります。こうした予想される変化に対応して、銀行は、自行のガバナンスおよびリスク管理の枠組み、クレジットモデル、会計方針および手続、業務プロセス、統制のほか、データソースおよびITシステムを評価して、CECLの円滑な導入を成功させるための計画を立案することが必要となります。

FASBは、CECL導入の発効日を、12月決算の公開企業 (SEC登録企業) については2020年1月1日、その他すべての12月決算の企業については2021年1月1日と定めています。早期適用は2019年1月1日から認められています。

IASBは、2014年7月にIFRS第9号の修正として減損の新たなガイダンスを公表しています。この改訂後の規定は、すべての企業が2018年1月1日以降開始事業年度から適用となります。こちらも早期適用が認められています。

デロイトは、新たなCECLモデルの導入計画の状況を把握すべく、米国の銀行のエグゼクティブを対象にオンライン調査を実施しました。この調査では、エグゼクティブに対して、CECL適用により予想される財務上やビジネス上の影響、規制上のストレス・テストやIFRS第9号の対応に使用されたプロセスをどのように活用しようとしているのか、CECL適用によって生じるオペレーション上の課題にどのように対処しようとしているのかなどについて質問しています。本報告で詳述されている通り、この調査では、計画立案、ガバナンス、リスク管理、損失の見積方法、クレジットモデルおよび減損モデル、ITおよびデータ要件など広範な論点を網羅しています。

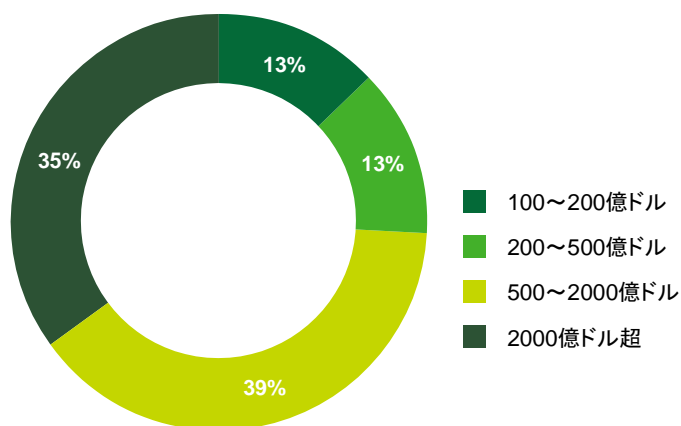
本調査について

デロイトは、CECLの導入準備の状況およびその潜在的影響を把握するため、米国の31の銀行のエグゼクティブを対象に、2016年6月から8月までオンライン調査を実施しました。調査対象行として多種多様な銀行を対象とし、総資産規模(図表1)、ローン計上額の規模(図表2)、事業の種類(図表3)、および主な規制当局(図表4)別に記載しています。

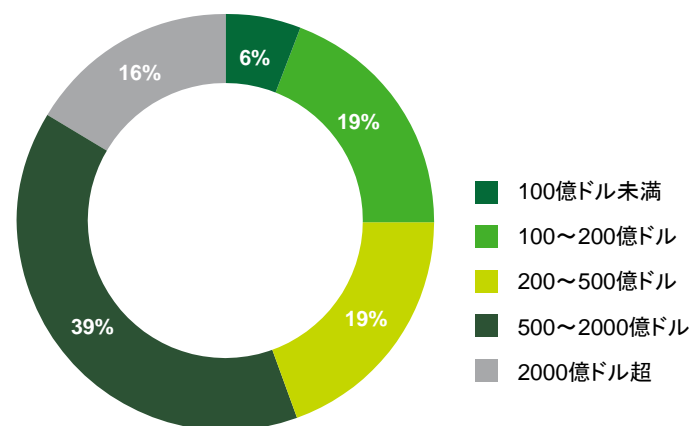
本調査の参加行のすべてが、米国で一般的に公正妥当と認められた会計原則(Generally Accepted Accounting Principles, 以下「GAAP」という。)に基づく報告義務の適用を受けており、またその90%はSEC登録企業です。

注釈: 本報告では、小数点以下を端数処理し、回答者が複数回答を選択したことにより、合計値が必ずしも100%になっていない場合があります。

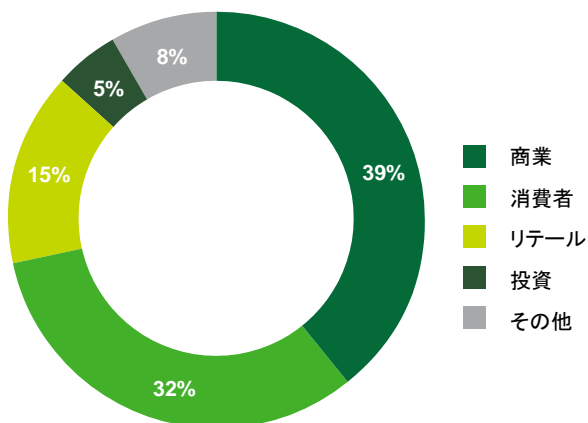
図表1. 総資産規模



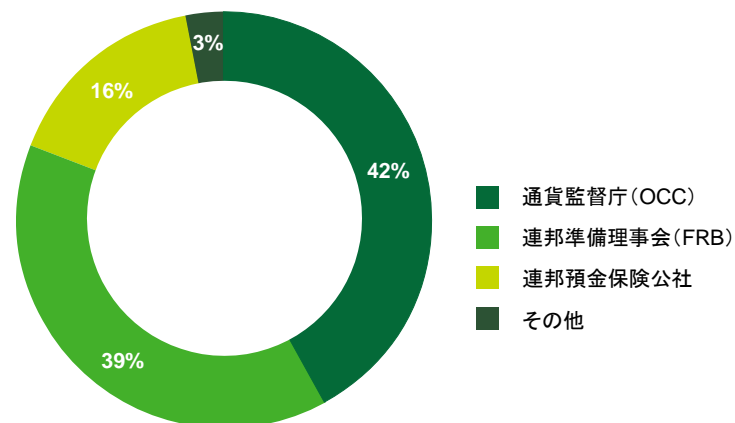
図表2. ローン計上額の規模



図表3. 事業の種類



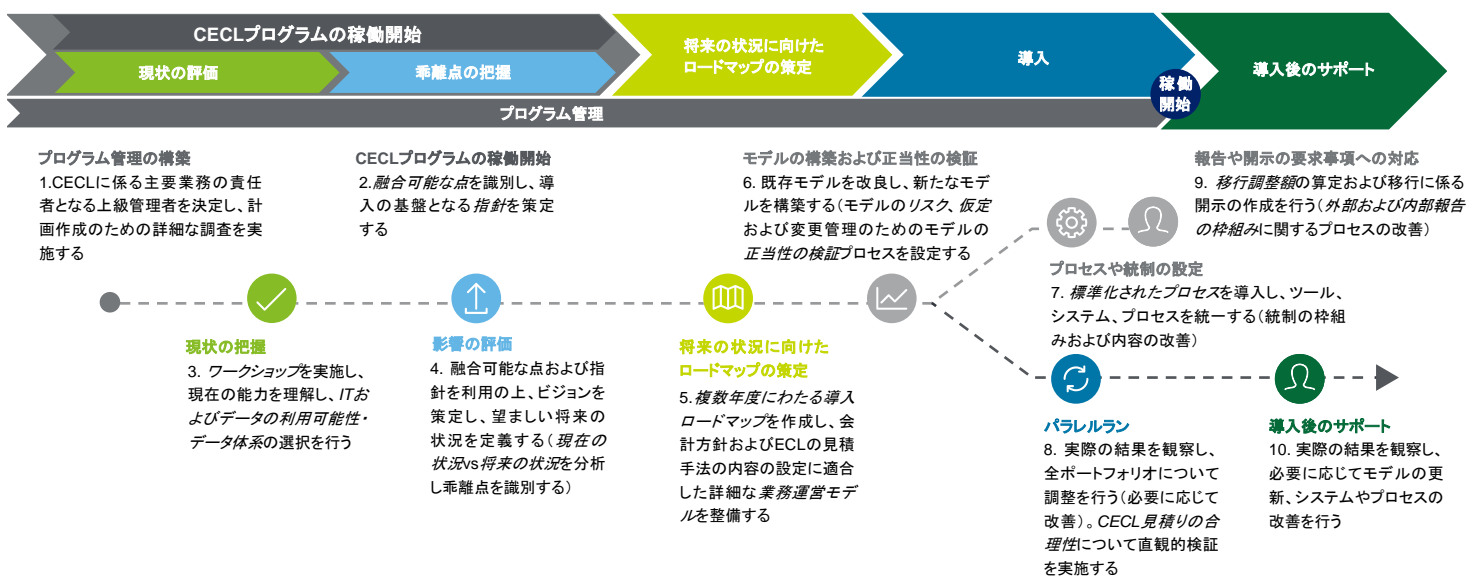
図表4. 主な規制当局



CECLに関する 包括的プログラム

CECLの導入にあたり、十分に検討された統一的アプローチを用いることによって、監査人と規制当局から受け入れられやすい一貫性のある枠組みとなり得るものと考えられます。CECL導入の全体的な計画は、通常、以下の主なフェーズから構成されています(図表5)。

図表5. CECL導入ロードマップ



現状の評価 銀行は、CECLの適用範囲に含まれるエクスポージャーを洗い出し、ローンの損失見積り、有価証券の減損モデル、関連データ、財務報告システム、アプリケーション、およびプロセスに関する現在の信用リスクモデルの技法について評価を行う必要があると考えられます。この評価の一環として、ガバナンス構造、業務運営モデル、その他の信用リスク測定の手続き(パーゼルやCCARなど)で使用するデータについても検討が必要になります。このフェーズでは、CECLプログラムの戦略的目的や将来の状況に向けたビジョンを定めることとなります。

乖離点の把握 現状の状況を将来の状況と比較することにより、組織が対処すべき乖離点を識別し易くなります。この乖離点の把握は、クレジットモデルおよびその手法、過去データや将来予測データの利用可能性、プロセスおよび統制、ならびに財務および規制報告システムについて重点的に実施すべきと考えられます。現状評価との乖離点の把握をベースとすることにより、このフェーズでは、将来の状況に向けた高水準のロードマップの策定が可能となります。

将来の状況に向けたロードマップの策定 銀行は、識別した乖離点に対応した詳細な導入計画を策定する必要があります。この計画では、信用リスクモデルや、会計方針、引当手法の内容、検証プロセス、ガバナンスの枠組みについての必要な修正に加えて、増加するデータ要件を明確にすることが必要です。CECL導入を効率的に行うためには、計画において、CECLと他の会計・規制（ストレス・テスト、自己資本比率規制、公正価値測定、およびIFRS第9号など）のためのプロセス間の融合可能な点を明確にすることも必要です。この詳細な計画に既存のモデリングの能力やプロセスの活用方法を明記することで、このフェーズを詳細な導入ロードマップかつアクション・プランとすることが必要と考えられます。

導入 このフェーズでは、既存のモデルの更新や、必要に応じた新モデルの構築、モデリングのリスク管理に関わる検証プロセスの改善および設定について重点的に実施します。銀行は、CECLのプログラムに係るプロセス、統制、ガバナンスの枠組みや、業務運営モデルの設定および改善も行う必要があります。さらに、プロセスの標準化やツールおよびシステムの統一化は、特に重要となります。CECLの見積りの合理性を検証するためのパラレルプランや、移行調整額の算定および移行に係る開示の作成、外部および内部報告の枠組みに係るプロセスの改善が、この導入フェーズにおけるその他の主な内容となります。

導入後のサポート CECLプログラムが適用開始されると、継続的なモニタリングやサポートを行うプログラムを設定し、実際の結果を観察して、必要に応じてモデルの更新、システムおよびプロセスの微調整が必要となります。

CECLプログラムの設計および導入は、組織のほぼすべてに係る作業であり、複数の部門やグループ（信用リスクモデリング、リスク管理やコンプライアンス、ITシステム、事業部門など）の積極的な関与が必要となります。CECL導入の包括的プログラムは、作業の全体的な指針となるとともに、実効性のあるCECLプログラムの実施に不可欠な重要分野の部門・グループを確実に関与させる上で有効となるはずで

主な導入作業

調査対象行の大半で、CECLの計画および導入は順調に進捗していると思われます。回答のあった銀行の70%が、CECLの導入を既に開始したか、2016年末までに開始予定であると回答しています。一方、22%は2017年に開始予定であり、2018年以降開始予定と回答した銀行は6%にすぎませんでした。

CECL導入に向けて、調査対象行の87%が、組織全体で一貫したCECLの手法を採用する予定であり、また、このうちの81%が、「ポートフォリオ単位、法人単位、地域全体のそれぞれを通じて同時に」CECLを導入予定であると報告しています。CECLの導入を「ポートフォリオによって別のフェーズで」(15%)、「地域によって別のフェーズで」(4%)展開していく

予定と答えた銀行は、20%未満でした。

調査対象行の90%は、CECLと、現行の損失見積方法および減損の手法を並列的に運用し、このうち58%が1年超の平行ラン期間を設ける予定と回答しています。エグゼクティブは、利用可能な資源および利用可能なデータの信頼性・整合性が、平行ランの長さを判断する主要な要素であると述べています。また、金融機関は平行ラン開始前に、多くの段階を経る必要があります。複数のエグゼクティブが、平行ラン開始前に、モデルのパフォーマンスや感応度、データ・フローの有効性、定性的なオーバーレイに対応した強固な統制環境の構築が必要であると述べています。

図表6. CECL導入(フェーズ別および部門別)

図表6は、CECL導入計画のフェーズごとの代表的な主な作業に加えて、導入段階において最も影響を受ける銀行の関係者について説明したものです。

主な作業	信用リスクモデリング	IT/システム	リスク・コンプライアンス	財務/コントローラー	会計方針	CCAR/DFAST報告	SEC/財務報告	事業部門
現状の評価	影響を把握するための手法の決定	●		●	●			
	現在のモデル、統制、外部・内部の報告要求の理解	●	●	●	●	●	●	●
	内部開発/第三者テクノロジーの現在の能力の理解	●	●		●	●	●	
乖離点の把握	乖離点を把握する包括的モデルの設計	●	●	●	●	●	●	
	ITアプローチの選択およびデータの乖離点の把握	●	●		●	●	●	●
	財務および規制報告システム、アプリケーション、プロセス、および統制への影響		●		●	●	●	●
将来の状況に向けたロードマップの策定	ガバナンスへの影響	●	●	●	●		●	●
	複数年度にわたる計画(主な関係者および目標期日を付記)の策定	●	●	●	●	●	●	●
	データ構造戦略の設定(例、利用可能性、保管方法、コスト、デリバリーの可否)	●	●		●		●	●
	モデル設計および検証アプローチの決定(報告要求におけるシナジーを考慮)	●	●	●	●		●	●
	報告体系(例、勘定一覧、開示のチェックリスト)、統制の枠組み、およびリスク報告に関する設計		●		●		●	●
会計方針および業務方針の設定				●	●	●	●	
導入	データ構造および報告体系の構築		●		●	●	●	
	モデルの構築、手続、改善	●	●	●	●	●	●	
	新たな統制、方針、プロセスの導入およびテスト		●	●	●		●	●
	平行ランの実施および問題点の修復	●	●	●	●	●		●
導入後のサポート	モデル、統制、方針およびプロセスの改善	●	●	●	●	●	●	●
	SECおよび規制当局のコメントへの対応	●		●		●	●	

健全なガバナンスの構築

この信用損失の新基準の管理にあたっては、適切な部門およびエグゼクティブの関与が必要になります。財務部門、会計方針策定部門およびリスク部門の関与が特に重要となりますが、その他の部門も重要な知見を提供する場合があります。エグゼクティブの関与度合いは、管理のレベル(例、リスク・マネジャー対上級経営者)、部門(例、会計方針策定部門か信用リスクモデリング部門か)、導入フェーズによって異なります。CECL基準の導入に際して、見積りの質を確保し、規制要件に適合するためには、強固なガバナンスおよびリスク管理プログラムが不可欠となります。

調査対象行は、組織内のさまざまなグループがCECLの導入準備に深く関与することになると回答しています。具体的には、信用リスクモデリング(100%)、会計方針策定(87%)、財務/コントローラー・グループ(74%)、リスク・コンプライアンス(65%)、およびIT/システム(55%)を挙げています。また、かなりの割合の銀行が、SEC/財務報告グループ(42%)、およびCCAR/DFAST報告グループ(39%)も深く関与する予定と回答しています(図表7)。

CECLの導入により、多くの銀行は他のプログラムにも変更が生じると予想しています。具体的には、リスク(78%)、ガバナンス(63%)、内部監査(50%)などです(ただし、コンプライアンスの変更については、20%のみ)。リスク管理に関する変更として最も多く挙げられたものは次の通りです。

- リスク報告プロセスの変更を予定(一層のプロセスの一元化および統制強化のため)
- リスク・グループがモデル開発および検証プロセスの双方のモニタリングへ一層関与する必要性
- CECL手法、データの質、および経済分析への一層の関与

ガバナンスについて予想される変更としては、貸倒引当金に係る全体的方針およびプロセスの更新・文書化の必要性、ガバナンスおよび統制環境の強化(特に、データの質、見積りの主観性に関して)、モデルのガバナンス・プロセスの見直しが挙げられます。

定性的調整およびその他導入後のモデル調整のレビューやモニタリングを含むプロセスの管理の枠組みに関する質問については、調査対象行の回答が分かれています。44%の調査対象行はこうした調整を管理する枠組みの変更を予定しているのに対し、56%は変更を予定していないとの回答でした。最も多く挙げられた変更は次の通りです。

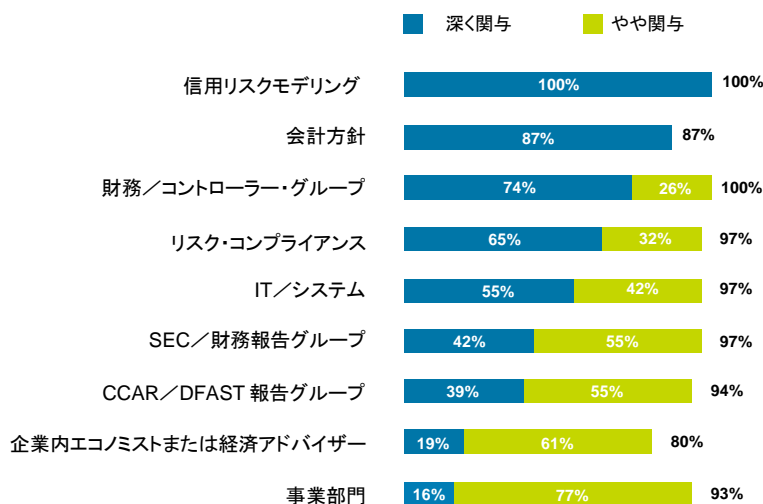
- 定性的な調整に係る監督およびガバナンス・プロセスの変更(経済的インプット、シナリオへのウェイト付け、および継続的なモニタリングに関する統制強化など)
- モデル種類に基づく定性的調整の利用の増減
- 定性的調整およびその他導入後のモデル調整についての監視強化(調整の根拠について

の明確な文書化を規定するなど)

また、CECL導入計画の策定にあたり、銀行はCECLの新たな要求事項をどのように解釈すべきであるかという課題にも直面します。予想される通り、銀行は金融規制当局をCECLの解釈の仕方に最も影響を及ぼす(52%)または2番目に影響を及ぼす(29%)者として挙げています。また、一部の銀行は、監査人とFASB(いずれも調査対象行の13%)を、CECLの解釈に最も影響を及ぼす者として挙げています。

米国規制当局はCECLに対する規制当局の期待の概要を示したガイダンスをまだ公表していませんが⁷、バーゼル銀行監督委員会は2015年12月に「[信用リスクおよび予想信用損失会計に関するガイダンス](#)」⁸を公表しています。このガイダンスでは、予想信用損失の枠組みの導入による信用リスクの健全な実務慣行に関わる銀行に対する監督当局の期待が明記されています。また、銀行が、CECL導入計画の策定・実行に際して考慮すべきIFRS第9号固有の要求事項についても焦点が当てられています。

図表7. CECL導入準備への関与度



既存プロセスの活用

銀行は、規制上の資本要件やストレス・テストの手続き、さらにIFRS第9号に基づく損失見積手法を活用し得る箇所を識別することにより、より効率的なCECL導入計画を策定することが可能となります。また、データソーシング、ITインフラ、リスクモデル、プロセス、統制、および報告のプロセス全体にわたる統一のアプローチを構築する可能性について検討することも考えられます。共通の作業やデータ要素を識別することにより、過剰な作業を排除し、プログラムの設計を単純化することで、コストを削減することが可能となります。

規制上の資本要件に係るプロセス

調査対象行のほぼすべて(92%)が、CECLの見積額を、ストレス・テスト、規制上の報告、経営者の報告などで使用された他の損失見積額と比較する予定であると回答しています。同様に調査対象行の94%が、CECLの導入に際して、現在の規制上の自己資本プロセス(自己資本の計算、ストレス・テストの要件など)を全面的(58%)または部分的(35%)に活用予定であると回答しています。大規模行(資産2000億ドル以上)は現在のプロセスを活用する傾向が強く、小規模行(資産500億ドル未満)の半数に対して、大規模行の82%が全面的に活用することを予定しています。

これらのエグゼクティブは、CECL導入時に活用し得る既存のモデルとして、CCAR、DFASTおよび自己資本充実度に関する内部評価プロセス(ICAAP)⁹を挙げています。ただし、これらのモデルにもデータ、仮定および定性的調整に応じて修正が必要になるとも述べています。

規制上の自己資本プロセスをCECLに活用する予定と回答した銀行(94%)のうち、26%が全面的に共通化を図る一方、68%が一部の共通化のみを予定していると回答しています。一部の共通化のみを予定している銀行のエグゼクティブが最も多く挙げたのは、ガバナンス構造、モデル開発、モデル検証、データソースにおける相互依存性の構築であると回答しています。

IFRS第9号

2014年7月、IASBは、信用損失の認識を軸とするIFRS第9号を公表しました。これは、FASBのCECL減損プロジェクトと類似の目的を有しています。CECLとIFRS第9号の減損モデルは、いずれも予想信用損失に基づいていますが、異なるアプローチを採用しています。IFRS第9号では、負債性金融商品を信用リスクの著しい増大がない金融商品、信用リスクの著しい増大がある金融商品、信用減損金融資産のいずれかに分類する「3ステージ」モデル(区分ごとに認識する信用損失の程度が異なる)を採用しています。このモデルでは、信用リスクの著しい増大がない金融商品については12か月の予想信用損失、信用リスクの著しい増大がある金融商品と信用減損金融資産については全期間の予想信用損失を認識することを要求しています。これに対して、FASBのCECLモデルでは、すべての資産について(信用リスクが増大しなくても)、全期間の予想信用損失の認識を要求しています。

CECLとIFRS第9号に総合的に取り組むことで、銀行が活用し得る能力を識別し、より効率的で、監査人と規制当局に受け入れられ易いプログラムの構築が可能となります。調査対象行の47%がIFRS第9号の適用が必要であり、これらの銀行のうちの86%が、CECLやIFRS第9号を導入する際には、ポートフォリオ単位、法人単位、地域全体にわたり一貫した方法を適用すると回答しています。IFRS第9号の適用日が2018年である一方で、CECL基準の適用日が(金融機関の種類により)2020年または2021年であることから、IFRS第9号の適用対象となる銀行の86%が事業展開する一部またはすべての地域においてCECLよりも前にIFRS第9号を導入予定と回答しています。

財務的影響の評価

現在の「発生損失」会計からローンの残存期間における「予想損失」に移行する結果、減損額、損益の変動性、規制上の自己資本比率、金融商品のコストなど、CECLは銀行の財務報告に重要な影響を及ぼす可能性があります。

調査対象行の多くが、現時点でCECLに移行した場合には、消費者ローン(75%)、住宅ローン(71%)、商業用ローン(54%)についてALLL繰入額合計が10%超増加する見込みであると回答しています。また、クレジットカードについては、調査対象行の39%が10%超増加すると回答しています(図表8参照)。

減損額合計が増加すると予想する理由の質問について、銀行のエグゼクティブが最も多く挙げたのは、発生損失から全期間損失へ移行するためとの回答でした。全期間損失では、現行のALLLモデルでは認識されなかった損失の認識が必要となります。

減損金額の増加が予想されることから、約半数の調査対象行がCECLにより、自己資本比率が低下すると見込んでいます。具体的には、普通株式等Tier1比率(64%)、Tier1比率(55%)、レバレッジ比率(55%)、総自己資本比率(45%)です。

また、調査対象行の80%超が、CECLにより損益のボラティリティが相当高まる(14%)、やや高まる(69%)と回答しています。調査対象行のエグゼクティブは、ボラティリティが高まると予想する理由を複数挙げています。例えば、ローン組成の時点で全期間の損失について引き当てる必要があること、過去の実績データに基づいたALLLモデルと比較して、予想損失に影響を及ぼす可能性のあるモデルにより多くのインプットの提供が必要となること、マクロ経済予測を検討する必要があることなどの理由が挙がっています。

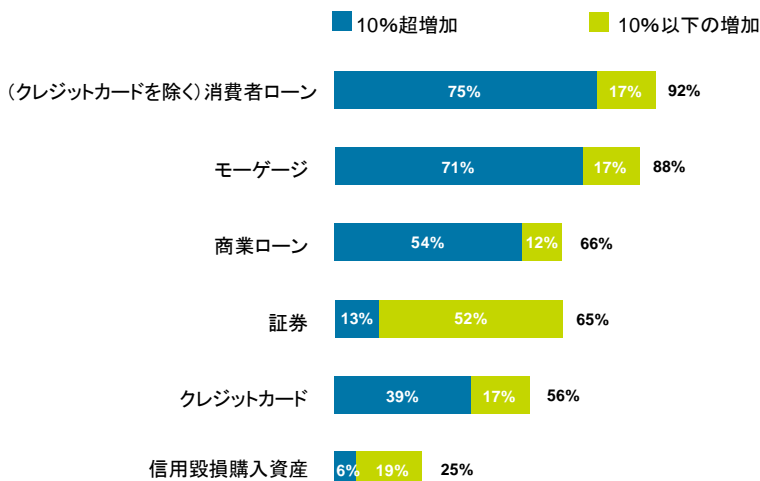
また大半の銀行は、CECLは、商品のコストには影響がないと予想しています。ただし、一部の種類の商品には影響があると、無視できない割合の少数意見もありました。

CECLによりコスト増が予想される商品種類として最も多く挙げられたのは、モーゲージ(46%)と消費者ローン(36%)です。

最後に、本調査ではCECLが信用リスク管理の実務に及ぼす影響について調査を行いました。大半の調査対象行は、CECLの新たなモデルが自行の信用リスク管理実務にある程度影響(58%)または重要な影響を及ぼす(13%)のいずれかであると予想しています。当該調査対象行のエグゼクティブが挙げた予想される影響としては、以下のものが含まれます。

- 実務の再確認が必要(資産の組成または購入時点における信用格付への注意等)
- 特定の資産クラスまたは長期ローンの投資意欲を削減する潜在的影響
- マクロ経済またはミクロ経済要素の予測の必要性の高まり
- 価格設定や、経済資本、収益性の測定、ポートフォリオのモニタリングなどのプロセスの見直し

図表8. CECL適用時点で予想される銀行の減損金額合計の増減



業務上の課題への対応

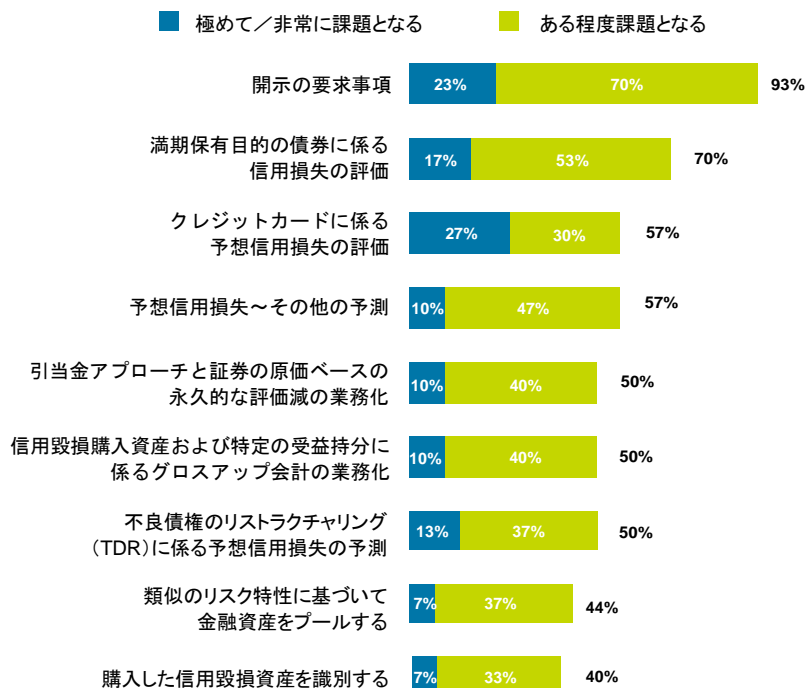
CECL適用に際して業務上の課題となる事項について、調査対象行の93%が、開示の要求事項について少なくとも「ある程度課題となる」と回答しています(図表9参照)。CECLでは既存の開示の要求事項が多く引き継がれる一方、重要な変更もなされています(次ページのディスカッションを参照)。各行にとって、特に非常に大きな課題となるのは、開示の裏付けに必要となるデータの入手、データの正確性を担保する統制の導入、開示の説明の裏付けとなる傾向の識別および説明するデータの分析です。

極めてまたは非常に課題となるという回答が最も多くみられた項目は、「クレジットカードに係る予想信用損失の評価」です(27%)。銀行が少なくとも多少難易度が高いと見做しているその他の問題には、「満期保有目的の債券に係る信用損失の評価」(70%)および(クレジットカード以外の負債性金融商品の)「予想信用損失～その他の予測」(57%)が挙げられています。

CECLとIFRS第9号との相違の一つは、クレジットカード(またはその他の取消可能な企業向け融資枠)の契約残存期間の決定です。CECLのもとでは、企業がローンコミットメントの未払部分を無条件で取り消すことができる能力を持っているのであれば、企業は過去に取消権を行使したことがない場合でも当該未払部分に関する予想信用損失を見積もる必要はありません。

しかし、IFRS第9号では、銀行は、信用リスクにさらされる期間にかけて予想信用損失を測定することが求められます。例えば、クレジットカードや当座借越契約のようなリボルビング信用枠は、最短1日前の通知を行うことで融資側が契約を取り消すことができます。ただし、実務上では、融資側は信用枠をより長い期間に延長し、借手側の信用リスクが増加した場合にのみ信用枠の取消しを行います。銀行は、これらの負債性金融商品の行動に基づく契約期間をIFRS第9号に基づいて決定する必要があります。対症的に、CECLでは行動に基づく契約期間を考慮する必要はありません。

図表9. CECLを適用する際の業務上の課題



CECLに係る開示の要求事項

CECLの新基準では、新しく、また幅広い開示が要求されます。これらの開示は、銀行が保有する様々なローンポートフォリオの「予想損失」引当金の計算に用いられる手法および重要な見積りに関してさらなる洞察を財務諸表の読者に提供することを意図しています。さらに、引当金の概念を組込むため、売却可能(AFS)負債証券に係る開示の改訂が要求されます。重要な開示の要求事項には、以下のものが含まれます。

償却原価で測定される金融商品

- CECLの適用対象に含まれ、償却原価で測定されるすべての金融商品(満期保有目的の負債証券など)は、引当金の開示の対象となる。

開示の分解

- すべての引当金の開示では、金融資産の性質に基づく分解が要求される。
 - 金融債権: ポートフォリオのセグメント/クラスごとに分解
 - 負債証券: 主要な証券種類ごとに分解

引当の手法に係る開示の改訂

- 企業は、予想損失の予測に使用した手法について、ポートフォリオのセグメントおよび主要な証券種類ごとの記載を要求される。

信用の質に係る情報

- 償却原価で測定される金融資産について、資産が生成された年度別に、信用の質の指標別の償却原価ベースを開示しなければならない。
 - 米国会計基準におけるSEC登録企業の定義を満たす公開企業は、資産が組成された年度ごとに、5年度分の信用の質の指標を区分して開示しなければならない。
 - 企業は、償却原価ベースを信用の質の指標ごとに開示(過去5事業年度以前に組成された償却原価ベースは、合算して表示可能)する必要がある。
 - この要求事項は、非公開企業には適用されない。

信用毀損購入資産

- 新たな要求事項には以下のものが含まれる。
 - 購入価格と額面価額との調整
 - 取得日現在の信用損失引当金およびその他の要素に帰属するディスカウントまたはプレミアム

AFS負債証券および一時的でない減損(OTTI)

- AFS負債証券に関して、これまでOTTIが存在する/存在しない場合に要求された開示は、引当金が認識される/されない場合に要求されることとなった。

予想損失モデルの開発

CECL導入作業を行う上で、最も大きな課題となるものとして最も多く挙げられた項目は、「統計的CECLモデルの開発」(29%)です(図表11参照)。

CECL基準では、既存の「損失発生期間」の概念に置き換えるローン残存期間という概念を適用するフレームワークが提供されており、ローン残存期間は過去の損失実績から示される以下の2つの概念要素に分解されます。

- 「合理的かつ裏付け可能な予測を立てられる」期間
- 転換期間 (reversion period)

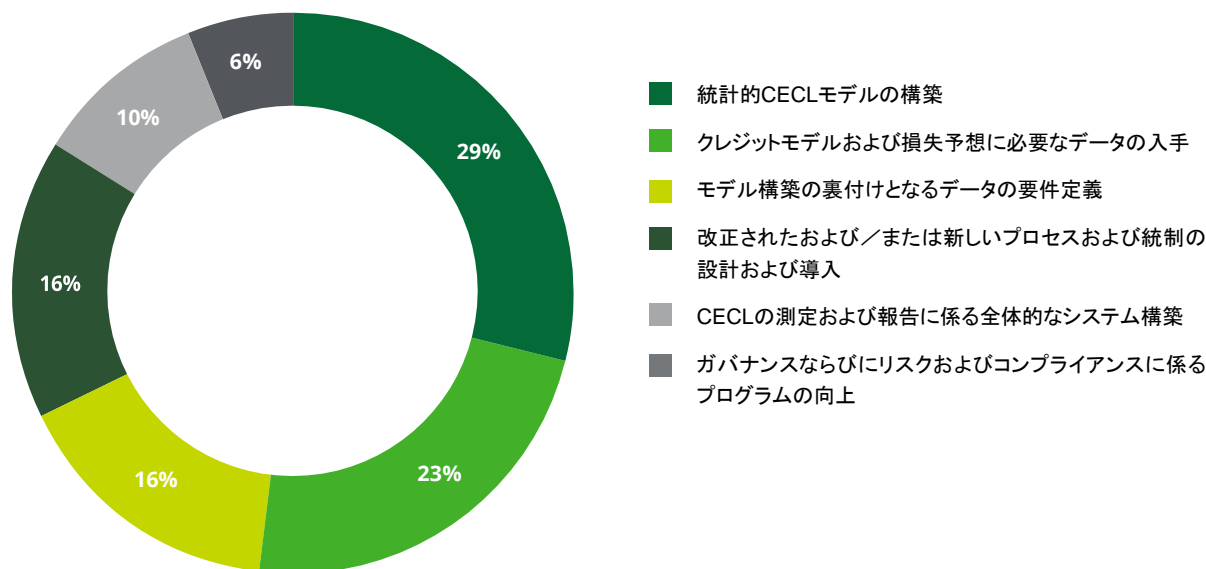
ローン残存期間の予想信用損失の測定手法を開発するにあたり、銀行はまず、ローン残存期間の過去の損失を考慮し、ローン期間における予想損失の算定に必要な調整を評価します。また、PDモデルが適用される場合には、金融機関はポートフォリオごとのローン残存契約期間と整合するPD期間構造を考慮する必要があります。ASC-326-20-30-6では、予想信用損失の測定は、契約期間を対象として行うことが要求されていますが、調査対象行の65%は、予想する実務上の簡便法として、(ポートフォリオ別)ローンの加重平均残

存期間を用いるつもりであると回答しました。

また、CECLの見積り手法では、経営者は、現状の経営環境を評価して将来の状況を予測し、合理的かつ裏付け可能な予測を行うべき旨が規定されています。これらのマクロ経済的な予測は、その他の関連する情報と合わせて、ポートフォリオ間で首尾一貫して適用される必要があります。信用損失の予測にあたり詳細な長期予測が利用可能でない場合、銀行は重要な判断を行い、関連する検討事項を慎重に文書化するよう要求されます。

調査対象とした全ての銀行が、ローンの残存期間に亘る予想信用損失の見積りに、マクロ経済的な変数を利用するつもりであると回答しています。調査対象行が最も多く挙げているマクロ経済変数は、「失業率またはその変化率」(71%)と「GDP成長率またはその変化率」(65%)です。また、およそ40%の銀行が、「ケースシラー住宅価格指数」、「10年物米国債利回り」、「イールドカーブの形状(3カ月物短期米国債と10年物米国債との利回り差)」のいずれかを挙げています。

図表11. 最も課題となるCECL導入作業



アンケート調査の回答によると、将来予測的なマクロ経済情報として最も一般的に参照されているのは、「規制上またはその他利用可能な外部予測」(93%)、「内部情報」(87%)、「同業または業界レベルのデータ」(77%)でした。大半の回答では、規制上のストレスシナリオで作成されたマクロ経済予測を利用しようとしています。留意すべきは、これらのストレスシナリオは必ずしもCECLの会計目的に適切でないということです。企業は、CECLでのALLLの見積りに適切なシナリオを示すプロセスを構築および文書化する必要があるでしょう。しかし、CECLに適切なマクロ経済予測を構築した後には、基礎となる前提から同様の影響を受ける信用リスクドライバーを有する各ポートフォリオに対して、これを首尾一貫して適用する必要があります。

将来予測的なマクロ経済情報を損失見積りモデルに考慮する場合について、調査対象行の約3分の2がCECLでの予想損失を予測する際に2~4本の経済シナリオを作成可能であると回答する一方で、27%は1本の経済シナリオのみ作成するつもりであると回答しています。調査対象行からの回答で最も多かったのは、「CECLの予測に最も可能性の高いシナリオを使用し、予測されたCECLに、過去の信用判定力に基づいて可能性の低いシナリオを考慮する調整を検討する」(44%)というものでした。しかし、多くの調査対象行からは、「最も可能性の高いシナリオを表す単一の将来予測的なマクロ経済シナリオを使用する」(24%)という回答も寄せられました。

また、本調査では以下に示すCECLモデル関連の追加トピックについても調査しています。

モデル構築 調査対象行が、CECLの減損モデルの構築に最も一般的に使用するアプローチは、「規制上のストレス・テスト目的で用いられる既存のモデルを改良して使用する」(53%)、および、「既存の損失予想または減損モデルを使用し、改良は限定的とする」(50%)というものでした。

モデル能力 クレジットモデルや減損モデルでは、ほとんどの調査対象行の場合、「ポートフォリオ/セグメントレベル」(例えば、リスクグレード、ローン・トゥ・バリュー (LTV)、ヴィンテージ、残存期間) (80%)での能力や、「複数のセグメント・オプション」(73%)を整備する能力があると回答しています(図表12参照)。しかし、調査対象行の90%超は、これらや他の能力を現在有している、あるいは導入する予定であると回答しました。「CECLとその他の損失予想を比較する高レベルなレポート」を作成する能力を有すると回答した調査対象行は17%にとどまりましたが、77%が導入予定であると回答しました。

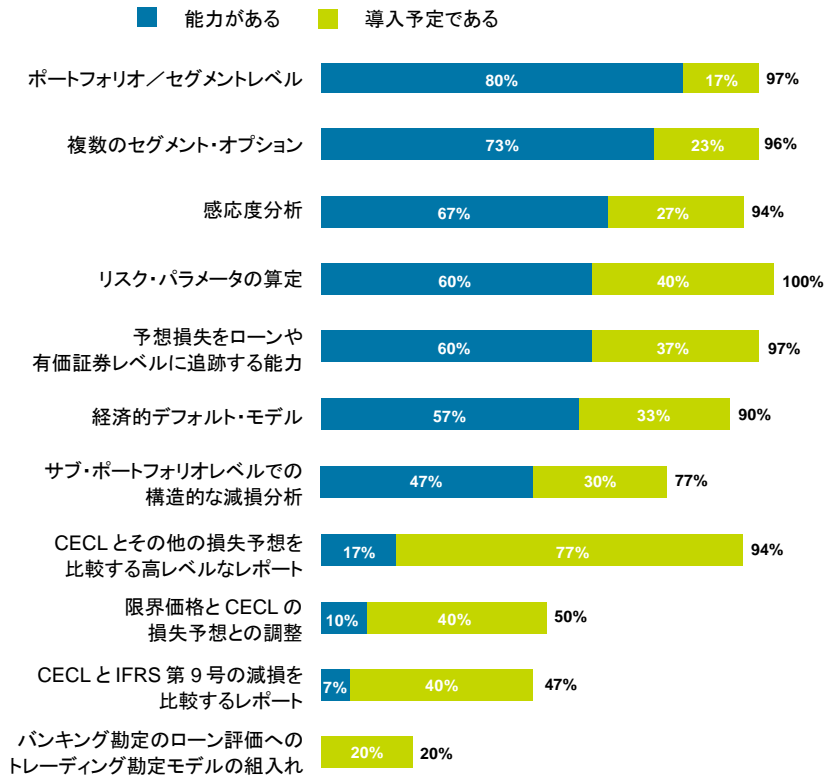
測定アプローチ 予想信用損失を予測する最も一般的な測定アプローチは、「 $(PD \times \text{デフォルト時損失率}(LGD) \times \text{デフォルト時エクスポージャー}(EAD))$ 」(64%)であり、続いて「割引キャッシュフロー」(35%)でした。

モニタリング 調査対象行のうち73%がバックテストのような定量的な測定方法を使用してモデルのパフォーマンスを頻繁にモニタリングする一方で、20%はたまに実施する程度であり、さらに7%は稀に行うと回答しました。

パラメーター間の相関関係 調査対象行の92%は、CECL計算にパラメーター間の相関関係を検討することを計画しており、88%はPD、LGDと将来予測的なマクロ経済の相関関係を考慮するつもりであると回答しました。

一部支払 調査対象行の90%が、償却予想のタイミングを期限前償還と組み合わせて、CECLを予想するつもりであると、回答しましたが、これはモーゲージが最も高く(100%)、クレジットカードが最も低い(79%)結果となりました。

図表12. クレジットモデルおよび減損モデルの能力

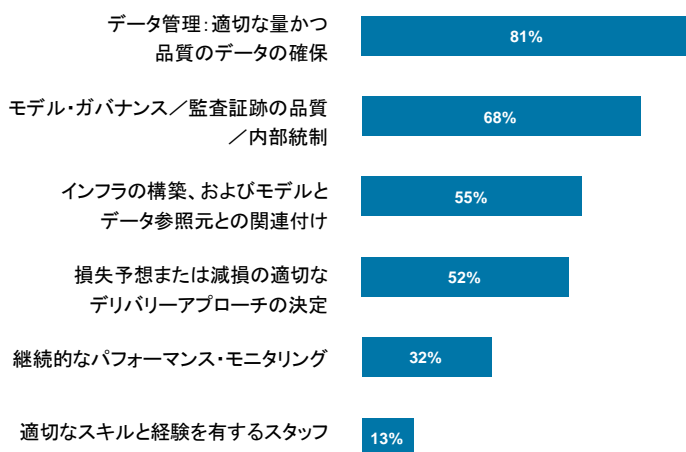


調査対象行の77%が、CECLのもとで予想信用損失を見積る際に、一部支払い(すなわち、顧客が期限前に残高の一部を支払っても、残高がポートフォリオに残っている影響)を補足するつもりであると回答しました。一部支払いをするうえで最も一般的なアプローチは、「(モデルを基礎として)重要性の評価なしに含める見込み」(45%)、「(過去の信用判断を基礎として)重要性の評価なしに含める見込み」(18%)、「(モデルを基礎とする)重要性の評価をして含める見込み」(14%)となっています。

既存プールの構成 調査対象行の40%超が、CECLモデルの導入により既存の有価証券プール(47%)および商業ローン・プール(41%)の構成に変更が生じることを見込んでいます。約30%が、既存のモーゲージ・プール(32%)、信用毀損購入資産プール(30%)、クレジットカードのプール(29%)および消費者ローン(クレジットカードを除く)プール(28%)の構成に変更が生じることになると回答しています。

図表13. CECLでのモデルリスク管理における最大の課題

難易度の高い課題上位3位にランクされた割合



平均値へ戻るまでの期間 商品タイプ毎の平均値に戻るまでの、予想信用損失の予測を実施する期間について、調査対象行の意見が分かれており、33%は1~3期間、35%は4~9期間、32%は10期間以上と回答しています。

対象期間 CECLでの予想信用損失を予測する際に、ほとんどの調査対象行が、使用を見込んでいる対象期間として最長なものは商品の契約期間でした。調査対象行の80%超が、有価証券(89%)、商業ローン(83%)、信用毀損購入資産(83%)について、契約期間を最長の対象期間として使用すると回答しています。しかし、それとは異なる対象期間を使用すると回答した銀行も多く、(クレジットカードを除く)消費者ローン(29%)、クレジットカード(38%)、およびモーゲージ(38%)との回答もありました。調査対象行のエグゼクティブが挙げた特定の金融商品に関するその他の対象期間の一部は次の通りです。

- 消費者ローン: 平均契約期間、期限前償還の前提を含む予想契約期間および有効期間
- クレジットカード: 再発行期間、加重平均契約期間、1年間、および行動的な契約期間
- モーゲージ: 平均契約期間、期限前償還の前提を含む予想契約期間、および損失の合理的な予測が可能な最長期間

CECLに含まれない負債性金融商品 調査対象行の93%が、米国債については償却原価ベースの不払いリスクはゼロであるため、予想信用損失の予測を行う予定はないと回答した一方で、22%が投資適格の満期保有有価証券についても同様の回答をしました。

自動化 調査対象行の97%が、ALLLモデルでは手動プロセスと自動プロセスを組み合わせで使用すると回答しており、全面的または主に自動プロセスのみを使用するという回答は3%にとどまりました。

データ要件およびテクノロジー・システムへの対応

データの品質、利用可能性および確保は、導入作業における論点の中心となると考えられ、我々の調査においても、銀行が直面する最大の課題としてこれらの論点が示されています。多くの銀行が、CECL 導入における最大の課題として、「クレジットモデルおよび損失予想に必要なデータの入手」(23%)、「モデル構築を支えるデータの要件定義」(16%) など、データに係る論点を示しています (図表11参照)。CECLでのモデルリスク管理におけるトップ3の課題は何かとの質問に対し、最も多く回答されたのは、「データ管理: 適切な量かつ品質の時系列データの確保」(81%) で、3番目に多い回答としては、「インフラの構築、およびモデルとデータ参照元との関連付け」(55%) がありました。(図表13参照)。

新たな損失見積りモデルでは、将来予測情報、およびローン生成時点でデフォルト予想を実行する能力が要求されます。銀行は、必要となるデータの利用可能性および品質のギャップ評価を実施する必要があるでしょう。

予想信用損失の測定に必要なデータ要素には、CECLおよびIFRS第9号のいずれに基づく場合にも、以下のものが含まれます。

- 過去のデフォルト、残高減少および回収データ
- 支払遅延のデータ
- 支払の可能性を示す内部指標
- 担保情報
- LGD予測
- 期限前償還データ
- マクロ経済的変数
- 将来予測的な経済的シナリオ

銀行は、モデル構築に係るデータ要件の定義付け、必要となるインフラの構築およびモデルとデータ参照元の結び付けを行う包括的なデータ戦略を構築する必要があります。また、データの量および品質を十分に保つことも必要になります。銀行は、リスクと財務データの保管を集約し、より首尾一貫性を保つことを検討するでしょう。

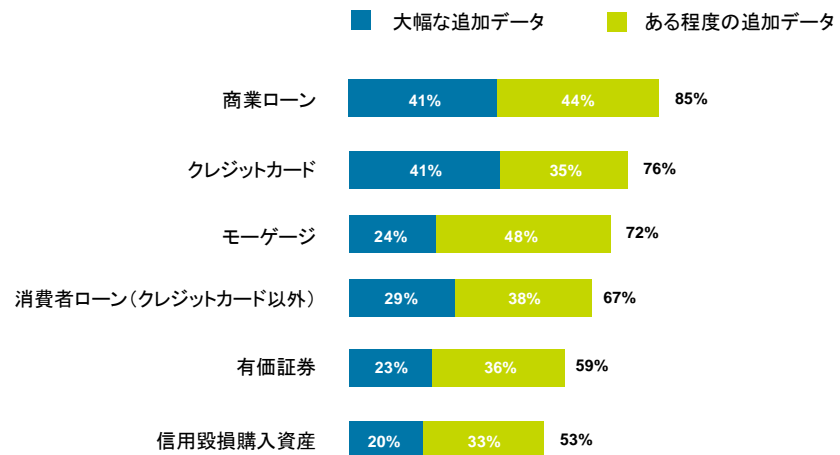
本調査によると銀行は、商業ローンおよびクレジットカード (いずれも調査対象行の41%) に係る予想信用損失の見積りに相当のデータが必要になると見込んでいます (図表14参照)。

銀行は追加データの必要性にどのように対応していくのでしょうか? 本調査への回答によると、最も一般的なアプローチは、「ストレス・テストまたは規制上の報告目的に用いられるデータの使用」(91%)、および、「その他の内部リソースの使用 (例えば、引受審査、リスク・レーティングなど)」

(74%) でした。また、多くの銀行は、「規制上の予測または利用可能なその他外部予測の使用」(39%)、「IFRS第9号の予想信用損失の予測で用いられるデータの使用」(29%) と回答しました。外部機関のデータを使用するとの回答は11%にとどまりました。

銀行は、CECL導入時に、特定種類のデータ要素を取り扱う際に、いくつもの課題に直面します。「将来予測情報」(42%) を非常に大きな課題となる項目と回答した銀行が最も多く、続いて「期限前償還とチャージオフ予想の統合」(32%)、「組成時における残存期間のPD」(26%) となっています。調査対象行のエグゼクティブ80%超が、これらの項目およびそれ以外の項目を非常に大きな課題となる、または、ある程度課題となるものと考えており、エグゼクティブの3分の2超は追加データの論点についても同様の意見を持っています (図表15参照)。

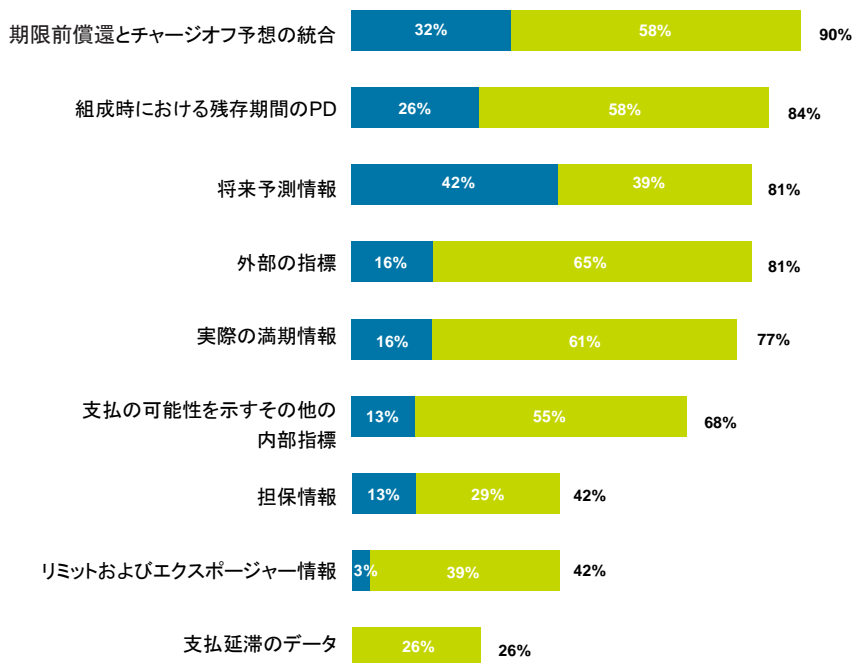
図表14. 予想信用損失の予測に追加データを必要とする範囲



図表15. CECL導入時のデータ要素に関する課題

■ 非常に大きな課題となる ■ ある程度課題となる

また、銀行はCECLに適応すべくITソリューションおよびシステムの能力を評価する必要があります。調査対象行の80%超が、CECL導入の一環として技術システムのアップグレードを計画しています。CECL導入の一環として、「システムの限定的なアップグレード」を計画しているとする回答が56%にのぼる一方で、13%が「ITシステムの戦略的変更またはCECL用の新システムの導入」を計画している、20%が「より広範なリスク管理や財務の変革の一環としての戦略的な変更」を計画していると回答しました。しかし、「システムの限定的なアップグレード」は、小規模行(資産500億ドル未満)(62%)や中規模行(資産500億ドルから2000億ドル未満)(82%)から多く寄せられ、対照的に大規模行(資産2000億ドル超)の中では18%にとどまりました。大規模行は、「戦略的変更」、あるいは、CECL用またはより広範なリスクおよびファイナンス変革の一環として「新ITシステムの導入」を計画する(各27%)傾向にありました。



今後の展望

CECL基準の導入は、モデル構築、新たなデータソースおよびITインフラのアップグレードへの投資だけでなく、多くの機能および業務の積極的な関与を要する、主要な業務となるでしょう。新ガイダンスの発効日は数年先になりますが、その規模の大きさを鑑み、信用および財務報告の実務に要求される大規模な変革に備え、銀行はいまから取り組む必要があります。

この取り組みの規模と期間を考慮し、銀行はいま何を開始すべきでしょうか？

第1のステップは、信用減損の方針および実務の現状を評価し、CECL導入に必要な改善点を明確にすることです(図表16参照)。この評価には、以下を含める必要があります。

- CECLの適用範囲に含まれる商品を棚卸する。

- 既存のクレジットモデルおよび手法をレビューし、CECLに適しているかを判断する計画をまとめる。
- データの品質および利用可能性を評価し、既存データをCECLモデルに利用できる機会を明確にする。
- 現状の報告プロセス(例えば、SEC、CCAR / DFAST、バーゼルIII¹⁰、ICAAP、IFRS第9号などに基づくもの)を把握し、CECLにおける開示の要求事項を満たすために利用できるプロセスがあれば、それを判断する。
- モデル、データ、プロセスおよび報告に関連するITインフラおよび統制の能力を評価し、必要となる改善点を明確にする。
- CECL導入に際し、ガバナンス構造ならびに部署および機能間の関係性をどのように適応させるか分析する。

このリストに示されるように、銀行の現在の能力を評価すること、またCECL導入に必要な改善点および投資を明確にすることが主要な取り組みとなります。この評価の完了後、金融機関は、そこからの発見を利用して、主要なイニシアチブの適用をガイドするロードマップおよびルールを統合された戦略の一環として策定する必要があります。詳細な実行計画の策定、CECL導入の監督に適切なガバナンスの設置、CECL導入に係る論点の特定、およびCECL適用によるALLLの影響を分析するために並列プロセスの実行を行うことで、変革のオペレーションを可能とする必要があります。

効果的なCECL導入には、統合された戦略、導入の概要を定めるCECLルール、詳細な実行計画、CECL導入の監督に適切なガバナンス体制が必要となります。このような準備態勢がまだ整っていない場合には、CECLがもたらす大きな変化への対応に備えるべく、プロセスの計画をいまず始めなければなりません。

図表16: 何にフォーカスすべきか～現状の評価

モデル	既存のクレジットモデルをレビューし、ローン残存期間や予想信用損失の測定に適しているかを定量的および定性的データに基づき判断する計画をまとめる。
データ	モデルに既存のデータを利用できる機会を明確にし、データおよび前提の品質および利用可能性を検討する。既存の定性的手法/フレームワークをCECLの要求事項に整合させるステップをまとめる。
プロセス	CECLに準拠する上で影響を受ける方針および手続きを棚卸し、識別されたギャップを埋める計画をまとめる。CECL導入計画の分析および文書化をサポートする。
統制	CECLプロセスに関与する既存のガバナンス構造、多様な部署および機能における相互の関連性および関係性をどのように適応させるかをまとめる。
報告	現状の報告プロセス(SEC、CCAR / DFAST / バーゼルIII / ICAAP、IFRS第9号、経営宛報告など)を把握し、現状の報告をCECLの要求事項(開示を含む)に準拠するよう変更するための修正計画をまとめる。
人	CECLにおける要求事項の導入について、人材の主要な役割、ガバナンス、責任および研修を評価する。
IT	現状のITインフラおよび統制をレビューして、モデル、データ、プロセスおよび報告に関連する現在の能力を評価し、また、データおよびITシステムに係る要求事項の設計をサポートして、必要となる追加情報があれば入手する。

用語集

AFS	売却可能 (available-for-sale)
ALLL	貸出金およびリース債権の貸倒引当金 (Allowance for Loan and Lease Losses)
BCBS	バーゼル銀行監督委員会 (Basel Committee on Banking Supervision)
CCAR	包括的資本分析およびレビュー (Comprehensive Capital Analysis and Review)
CECL	現在予想信用損失 (current expected credit losses)
DFAST	ドッド=フランク法に基づくストレス・テスト (Dodd-Frank Act Stress Testing)
EAD	デフォルト時エクスポージャー (exposure at default)
FASB	財務会計基準審議会 (Financial Accounting Standards Board)
FDIC	連邦預金保険公社 (Federal Deposit Insurance Corporation)
IASB	国際会計基準審議会 (International Accounting Standards Board)
ICAAP	自己資本充実度内部評価プロセス (Internal Capital Adequacy Assessment Process)
LEP	損失発生期間 (loss emergence period)
LGD	債務不履行時損失 (loss given default)
OCC	通貨監督庁 (Office of the Comptroller of the Currency)
OTTI	一時的でない減損 (other-than-temporary-impairment)
PCD	信用毀損購入 (purchased credit deteriorated)
PD	倒産確率 (probability of default)
SEC	米国証券取引委員会 (Securities and Exchange Commission)

脚注

1. 本文書において、「デロイト」はデロイトLLPの子会社であるデロイト&トウシュLLPを意味します。デロイトLLPおよびその子会社の法的構成の詳細な説明についてはwww.deloitte.com/us/aboutをご覧ください。公的会計の規則および規制により、証明業務のクライアントには一部提供できないサービスがあります。
2. 米国財務会計基準審議会 (FASB) の会計基準アップデート第2016-13号、「*金融商品に関する信用損失の測定*」
3. FASBの会計基準編纂書 (ASC) の表題については、デロイトの「*FASB会計基準編纂書のトピックおよびサブトピックの表題*」をご参照ください。<https://www.iasplus.com/en-us/publications/us/other/codtopics/file>
4. 国際会計基準審議会 (IASB) の国際財務報告基準 (IFRS) 第9号「*金融商品*」
5. 米連邦準備制度理事会 (FRB) 報告書「*2015年包括的資本分析およびレビュー: 評価のフレームワークおよび結果*」
<https://www.federalreserve.gov/bankinforeg/stress-tests/CCAR/201503-comprehensive-capital-analysis-review-preface.htm>
6. ドッド=フランク・ウォール街改革および消費者保護法 (Dodd-Frank Wall Street Reform and Consumer Protection Act)
<https://www.gpo.gov/fdsys/pkg/PLAW-111publ203/pdf/PLAW-111publ203.pdf>
7. 米国の規制当局は、近い将来における当局の予測をまとめたガイダンスを発行すると予想されます。
8. 国際決済銀行 (BIS)、「*バーゼル銀行監督委員会による第二次市中協議文書、基準、信用リスクに係る標準的手法の見直し*」
9. 国際決済銀行のバーゼル規制の第2の柱で定められる自己資本充実度に関する内部評価プロセス (ICAAP) 手続き
10. 国際決済銀行、バーゼルIII:「*より強靱な銀行および銀行システムのための世界的な規制の枠組み*」
<http://www.bis.org/publ/bcbs189.pdf>

本資料に掲載されているのは一般的な情報のみであり、デロイトアドバイザリーは、本資料により会計、ビジネス、金融、投資、法務、税務またはその他の専門的助言もしくはサービスを提供するものではありません。本資料はかかる専門的アドバイスまたはサービスに代替するものではなく、また貴社の事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定もしくは行為の基礎として利用されるべきではありません。貴社の事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。

デロイトは、本資料を信頼した利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Deloitte.

デロイトについて

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイトトウシュートマトスリミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を含みます。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細はwww.deloitte.com/aboutをご覧ください。デロイトLLPおよびその子会社の法的構造の詳細な説明については、www.deloitte.com/us/aboutをご覧ください。公的会計の規則および規制により、証明業務のクライアントには一部提供できないサービスがあります。

Copyright © 2017 Deloitte Development LLC. All rights reserved.

(日本語版について)

デロイトトーマツグループは日本におけるデロイトトウシュートマトスリミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームであるデロイトトーマツ合同会社およびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツコンサルティング合同会社、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイトトーマツ税理士法人、DT弁護士法人およびデロイトトーマツコーポレートソリューション合同会社を含む)の総称です。デロイトトーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約40都市に約11,000名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループWebサイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリーサービス、リスクアドバイザリー、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスをFortune Global 500® の8割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約245,000名の専門家については、[Facebook](https://www.facebook.com/deloitte)、[LinkedIn](https://www.linkedin.com/company/deloitte)、[Twitter](https://twitter.com/deloitte)もご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイトトウシュートマトスリミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を含みます。DTTLおよび各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitteのメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

© 2017. For information, contact Deloitte Touche Tohmatsu LLC.